

江戸

一八四三年正月―一八四五年八月

東京市史稿産業篇

第五十六解読の手引き

平成二十七年三月

東京都公文書館

目次

天保改革と紙屑買 …………… 1

今様大江戸瓦版 …………… 6

天保改革と紙屑買

津山藩江戸藩邸留守居日記盗難事件 弘化二（一八四五）年十二月五日、美作国津山藩の江戸留守居役・吉田権平より、次のような報告があった（「日記 弘化二乙巳年從七月至十二月」）。江戸藩邸の留守居役御用座敷二階の押入から、大量の勤向日記や書類が無くなっていることが発覚したというのである。日記は冊数にして五十冊以上、書類の出納が行われなかった十一月二十一日から十二月三日までの間の犯行であった。翌日、さっそく津山藩士・河内為八の若党・吉田金五郎の仕業であることが判明した。盗んだ日記や書類は、

通三町目文右衛門店の紙屑買・徳兵衛こと林兵衛へ五度にわけて売り払ったという。目方にして三貫八百五十目、代金一分二朱と錢三貫五百八十八文。すでに紙屑仲買と思われる上横町中通りの紙屑屋・鈴木屋銀蔵の手に渡っていた。そのうち豎帳日記五十冊は、金五郎自身が買い戻し、河内方の役部屋床下へ置かれていた。残りの日記等は、銀蔵より無事取り戻すことができたという。なぜ危険を冒してまで、留守居の日記を盗み出したのであろうか。その理由は、当時の社会経済事情や、紙屑買との関係にありそうである。

江戸の紙屑買とは何者か 紙屑渡世には、「立場」と称する紙屑屋（紙屑仲買）と、籠を担いで紙屑を買い



図1 紙屑買の荷籠と道具 (『守貞漫稿』
国立国会図書館デジタルコレクション)

取って市中を廻る売り・買出人(「小前紙屑買」)がいた。文政三年(一八二〇)頃には、江戸市中に紙屑仲買の者が二百六十三名も存在していたことがわかる。一方、小前紙屑買はその日稼ぎの者が多く、必ずしも専門的に携わっていたわけではなかった。日毎に「立場」より荷籠や元手金を借りて営業し、その借り賃を

古紙・紙屑売り渡し金から差し引いた分が収入となった。このように江戸市中では、紙屑仲買を中心として、紙屑買―紙屑仲買―紙漉屋―紙屋・荒物屋という、紙屑の廃棄・再生産システムが確立していたのである。紙屑屋のなかには紙漉屋への取り次ぎだけでなく、漉き立てや漉立紙の小売りまでも行う者も多かった。江戸時代には、高度な文書による行政・経済システムが発達していた。日々、膨大な量の紙が消費されたが、その大半は反古・紙屑として廃棄されたのである。そのため、再生産に廻すための専門業者として、必然的に紙屑買が成り立っていたということができよう。

紙屑買の統制 幕府は、盗品などを扱う可能性のある質屋、古鉄買、古着買など八つの職種に組合を結成させ、紛失物の取り調べ等が行き届くようにした(『江戸町触集成』)。ただ、紙屑買のみは、内仲間と呼ばれる共同組織はあったものの、度々の訴願にも関わらず、仲間組合の結成が公認されることはなかったのである。一方で、紙屑買も含めて複数の職種を兼業している者

も多く、特に古鉄買・古着買・紙屑買は一体的に扱われ、町触も合わせて出されていた。天保期以前の紙屑買に対する取締は、籠の中が見える「見透の目籠」の使用と、盗品や紙屑以外の品の取り扱い禁止という二点で一貫していた(『江戸町触集成』、旧幕引継書「紙屑買」)。頻繁に町触として出され続けたことから、きちんと守られてはいなかったことがわかる。

〃**塵ぞ金山 浅草紙** この紙屑買が集めた紙屑を原料に漉き立てられた漉返紙が、「浅草紙」と呼ばれた安価な雑用紙である。特に浅草山谷から三ノ輪にかけて生産者が多く存在したことに由来し、千住・足立方面にまで展開していた。古紙を原料にしたため色は黒く、鼻紙や落し紙など日常生活に欠かせないものとして広く使用された。また、石灰で蒸解し直したものは色が白く、読本の表紙などにも利用された(『日本大百科全書』)。佐藤信淵『経済要録』(文政一〇年・一八二七)には、その生産高は毎年十万両に及ぶと記されており、江戸市中の一大産業となっていたことがわかる。

それゆえ、江戸近郊でも漉返紙が生産されるようになり、紙屑屋による買い占めや価格操作もあって、紙屑の価格高騰を招くこととなったのである。江戸時代中期、「浅草紙 塵ぞ金山 江戸の春」という句も詠まれた(高野幽山編『誹枕』延宝八年・一六八〇序)。**天保改革と紙屑買** 紙屑買に対して前述のような取締に終始していた町奉行所であるが、天保十四年頃より、江戸市中における漉返紙の安定的な供給と価格引き下げを主眼として、かなり具体的な対策を展開することとなった(ここで取り上げる施策は、全て本巻収録)。物価の引き下げを重要政策とした天保改革では、庶民の生活必需品であった浅草紙にも注意が払われていたと考えられる。

i 判型の規格統一 紙屑値段の高騰に伴い、寸法の小さい「小盤」や厚さの薄いものなど、品質を悪くして事実上の値上げを行った漉返紙が販売されていた。これを破棄させ、定尺(縦九寸・幅一尺一寸)の「大盤」に改めることを命じている。この後も大盤が不足

したため、隠し持っていた小盤を販売する者もあり、取締の対象となっている。

ii 紙屑の定値段 漉返紙の価格を抑える方法として、原材料である紙屑の値段を引き下げることが図られた。不相当の相場を解消するため、古紙の品質に応じて、白屑、反故、下物と三種類に分けて値段が定められることとなった。

iii 紙屑の近郊地域への販売禁止 紙屑値段高騰の直接的な要因として、江戸市中よりも高値で取引される近郊地域への紙屑流出が挙げられた。そこで町奉行所は、近郊地域への抜け売りの禁止と、市中での漉き立を命じた。漉き立てを出来ない小前紙屑買に対しては、定値段にて市中の重立った紙屑屋へ売り渡すことが指示されている。

iv 生産量の確保 漉返紙不足のもう一つの要因として、紙漉に回した紙屑の分量と、出来上がった漉返紙の分量とに齟齬が生じていることが指摘されている。

紙屑屋と漉返屋との間では、徹底した漉紙生産量の確

認とともに、紙屑の売買を禁止し、渡した分量だけ漉き立てさせ、漉き返し手間代のみを支払うこととされた。漉返紙を請け取った紙屑屋は、自ら小売りするか、紙屋へ卸して元手金を回収することとなる。また、前述したように、紙屑買の仲間組合の結成は公式には認められていなかった。これは、日用品として大量に消費される漉返紙の品薄を避けるため、「手広」に行うことで生産量の維持・増産を図ろうとしたと考えられる。藍蠟屑粕混入漉返紙の登場 紙屑の不足や価格高騰に対し、紙漉屋も手をこまねいてばかりではなかった。深川元加賀町又吉店の紙漉屋・弥一郎らは、不足する紙屑の代わりに、藍瓶の縁に付いた藍汁の泡を集めて棒状に固めた「藍蠟」を活用することを町奉行所へ届け出たのである（本巻収録）。割合は、藍蠟八分、紙屑二分と、どちらが主原料か分からないくらいである。諸色掛名主の献策 諸色掛名主からも漉返紙の価格抑制に繋がる献策が行われている（本巻収録）。物価引き下げのために江戸市中の調査・監督を担う諸色掛名

主は、紙屑買の不正が漉返紙の品不足に繋がっていると認識していた。そして、近郊地域での「種屑相場」が市中よりも高いため、漉返紙の値段も高騰し、市中の紙屋がそのような品を仕入れて販売しても儲けがほとんどない状態となっている。また、高値で仕入れては、町奉行所による取締の対象ともなってしまうため、仕入れや販売を差し控えてしまっていると指摘する。

そこで、近郊地域より仕入れた漉返紙については、市中での品薄回避を第一に考え、当分はその時々々の相場で仕入れ、その仕入値に基づいた値段で売り払うことを許可するように上申するに至った。町奉行所では、諸色掛名主の献策を受け入れ、町触を出すことを確認している。

浅草紙以外にも、全国には京都の「西洞院紙」や大坂の「湊紙」など、有名な漉返紙が生産されていた。このような江戸時代の再商品化・再消費という姿は、物資不足や生産力が未だ高くない段階において、再利

用が必然的な状況を反映したシステムであった。

物価高騰に直面したなかで、天保改革を進める幕府は安定的な物資供給を実現するため、江戸府内での生産・消費を優先させていたことが見てとれる。このような庶民の日用品をめぐる生産・流通からは、内憂外患という課題を抱えるなかでの大都市江戸の実態を垣間見ることができる。

【参考文献】

伊藤好一『江戸選書9 江戸の夢の島』（吉川弘文館、一九八二年）

吉田伸之『日本史リブレット53 21世紀の「江戸」』

（山川出版社、二〇〇四年）

岩淵令治「江戸のゴミ処理再考」（国立歴史民俗博物館『研究報告』第二一八集、一九九〇年）

（工藤航平・史料編さん係専門員）

今様大江戸瓦版

天保十四年より
弘化二年八月まで

《天保十四年―一八四三年》

町奉行、地代店賃引き下げを徹底

二月二日 町奉行所は、天保十三年（一八四二）に諸物価の引き下げや下層民の救済を目論んで出した地代店賃（土地代や家賃など）の引き下げ令を徹底するため、再び町触を出した。

昨年、町奉行所は町々の地主・家主・名主に命じて、一町ごとに古い書物や絵図面をもとに実地に立ち会いのもと地代を取り決め、これらが残っていない町は近隣や同位の町と比べて決定するよう促した。また店賃については、その土地柄を見極めて基準額を決定し、その上に建家代を足して算出するよう命じた。町々では早々にこれらを取り調べ、地代などを決定し町奉行

所へ提出した。町奉行所では、これにもとづいて評議が実施され、その引き下げ率が決定した。

町奉行所が引き下げ率を申し渡したところ、どうやら決定通りに地代店賃を引き下げていない町々もあることがわかった。そこで町奉行所では、書き上げの通りに地代店賃を引き下げ、特に明確な理由もなく引き上げすることを禁じる町触を改めて出した。地代店賃の引き上げについて、仕方のない理由がある場合は町奉行所に申し出て指示を受けよ、とのことである。

この町触は、町々の名主・家主らが奉行所の白洲において通達され、請書も提出した。今後引き下げが徹底されることになりそうだ。↓産業56―32頁。

永代橋衝突の廻船、違反摘発

二月三日 昨年十二月二十七日に永代橋に衝突した紀州船籍の永徳丸（五五〇石積）が、繫留方法で違反していたことが確認された。これは繫留中の廻船が永代橋に流れ当たたる事故が頻発したために定められた文化十四年の規定に則したものである。

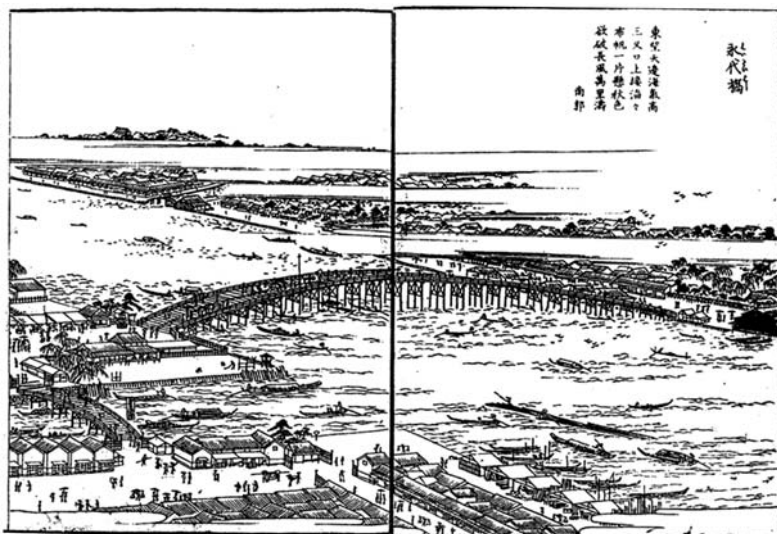


図2 永代橋 (『江戸名所図会』)

永徳丸は昨年十一月二日に入津、航海中の荷打（船の安全のため積荷を海中へ捨てること）により荷主と弁済金について掛合中だった。この間、船は大川口に繫留、水主八人は他の廻船へ乗り組み、船番が一人だけ置かれていた。繫留用の碇は一頭、綱も隣の船に繫いだけだった。これに南東からの強風が当たって流れ出し、永代橋に衝突した。

実は、水主が他の廻船に乗り組んだ時点でその船は長期間使用しない「囲船」となり、規定では品川沖に繫留しなければならなかった。その上、六百石以下の船は船番水主三人、碇三頭、綱三房が繫留の最低条件だったが、永徳丸はいずれの規定も満たしていなかったのである。

廻船屋と船頭は、吟味中にも関わらず囲船であることをごまかし、船番の人数に規定があることは知らなかったと証言しているようだが、最近では規定を守っていない船も多く、言い逃れとしか思われない一件である。↓産業56―37頁。

質物利息引き下げ、なのに庶民難渋

二月十九日 質物の利息について町奉行所から基準額の町触が出された。昨年十二月に引き下げの町触が出されたばかりなのにせわしなく通達が出された経緯は何だったのか。

もともと質物の利息は貸金の利息よりも利率が高かったが、昨年の貸金利息の引き下げに伴って、足並みを揃えるために質物利息も三月・十二月と続けて引き下げが行われた。その日暮らしの者など、質入をする側にとっては利息が下がるのは歓迎されることだったが、結果として一層難渋する事態に陥ってしまった。質屋が質取りを拒否し始めたからだ。

質屋の営業には人件費や質品の管理などの経費が多分にかかるらしく、利息の引き下げによって売り上げが減る一方で経費削減も難しく、経営難に陥っている質屋が増えているというのだ。さらに、昨今の節儉令によって高価な衣類や鼈甲製品などの受け戻しがされず、期限超過で質流れにしても損失の方が大きいとい

う。質取りをする＝損失が増えるという図式が出来てしまい、質入に行っても断られるか、安く見積もられてしまう。資本金が潤沢な質屋はそれでも営業出来ているが、「下質」といって、質入された品をさらに大きな質屋に質入して差額で稼いでいたような小さな質屋は渡世替えるほかないような状況だ。

この状況を打開するべく、町奉行所では利息の基準額を示して、質屋が質取りを控える行為を止めようとしているようだが、これで順調にいくかどうか、先行きは不透明である。↓産業56―65頁。

手習い師匠の教授方法に規制

三月二十六日 町奉行所が町方男女子弟の教育について、手習い師匠へ通知した。この通知は、手習いだけではなく、礼儀・忠孝を守らせる教育をするようにというもの。

士分の者は文武・芸能それぞれの教育が整っているのに対し、町方は特に学問といえるものがない。また、両親の教育方法にも誤解が少なからずあり、幼年から

の不品行が風習となって、風俗を乱す要因になっている。よって、町内で教鞭をとる手習い師匠は、手習いだけでなく、行儀・作法も教育し、高札の文言を読み聞かせ、その意味を理解させるように、とのことである。なお、不行届の手習い師匠は取調のうえ、処分される場合もあるという。

この通知を受け、名主たちは手習い師匠の名前を認めた「手跡指南之者請印名前書」を町奉行所へ提出した。手習い師匠への指導によって、風俗は整うか。今



図3 寺子屋書初(国立国会図書館デジタルコレクション)

後の動向が注目される。↓産業56―137頁。

町中・在町の家作制限令出される

四月二十八日 幕府は江戸町中ならびに国々在町の百姓・町人に対し身分不相応の華美な家作を禁じる触を出した。以前から分限外の家作を制限してきたが、近年は弛みが見られるという。

今回は具体的な禁止事例として、杉戸や入側(畳敷きの縁座敷)を付けた晝院造り風の造り、床・縁・棧・框への櫛方彫り物、塗や金銀唐紙による装飾、門玄関の設置、一見質素に見えても手間をかけた茶席同様の風流な造りなどを挙げている。こうした実用性を欠く家作のほか、別荘や必要以上に広い家も禁じ、全て質素な家作に引き直すよう命じている。さらに触面では百姓家における華美な家作は耕作の怠慢を招き、風俗頹廢の元になるとまで言及し、奢侈は害悪の根源として徹底的に排除する構えだ。

改修期限は、町人は当六月、百姓は農事の間隙を考え当十二月中まで。期限を超えて放置すれば吟味の上

で厳科に処すとしている。暮らしを楽しむ趣味人だけでなく、内装などの職人にも厳しい日々となりそうだ。

↓産業56―188頁。

修験神職の町方住居引き払い

五月二十日 町奉行所は市中に住居する修験・神職へ地所と手当金を下し、七月晦日までに指定の地所へ移るよう申し渡した。

昨年六月に修験・神職の町方住居を禁止し、同十二月を期限として本寺・本社や同宗・同派の寺社へ引き移るよう命じていた。しかし、対象となる修験・神職とその妻子の数に対して受け入れ可能な寺社は少ないため引き取り先が決まらず、期限が迫る同十二月二十二日に急遽、延期が伝えられた。その後も調整は続き、ようやく地所の下げ渡しや移転費用の補助が決定した。地所は浅草書替所脇、同測量所脇、渋谷豊沢村、雑司ヶ谷感応寺跡地の四ヶ所。狭小だが立地の良い浅草と中心部から離れているが広い渋谷や雑司ヶ谷という立地の差を踏まえ、人数に応じてそれぞれの宗派に地

所が配分されている。町内持の稲荷社などを拠点に生業を営む者も多いことに配慮した形だ。

また今回の移転では、修験・神職と本寺・本社との仲介役を務める触頭・関東執役とその配下へ地所を下げ渡す形となっており、散在する修験・神職の居所を固定し、触頭達を同所に居住させることで、市中の修験・神職の取締を行き届かせる狙いのようなだ。

ただ、触頭達の中には移転手当金から礼金を取る話も聞こえており、共同移住が裏目に出ないよう、今後の成り行きを見守る必要があるようだ。↓産業56―246頁。

町家の下肥値段を引き下げる

十月六日 町奉行所は、江戸近郊農村からの訴願をうけ、町家から汲み取られる下肥（糞尿）の値段について、寛政四年（一七九二）の議定を参考に、一昨年の値段より一割引き下げるよう指示した。この訴願は武蔵国・下総国の二八〇ヶ村を超える村々が結集したもので、「国訴」と呼ばれる領主の支配領域を超えた広

域訴願運動として注目を集めている。

下肥の総取引高は三万五四九〇両にのぼり、消費都市・江戸向けの商品作物の栽培と、その安定的・効率的な生産を支える「金肥」（干鰯や下肥など）の需要が高いことがわかる。また、汲み取りを行う下掃除の株式化により、運搬を担う船稼ぎなどがあいだに介入することで、値下げの支障ともなっているようである。

このたびの改革では江戸市中の物価統制が重要政策の一つとなっており、この下肥値段引下げには市中での蔬菜類の価格抑制が期待される。↓産業56―484頁。

幕府、旗本・御家人の借金を帳消しに

十二月十四日 幕府は水野忠邦の失脚にともない、老中首座となった土井利位が中心となつて、相対済令および無利息年賦返済令を出した。これに対し札差（旗本・御家人を対象にした高利貸）四九店は激怒し、閉店するという事態になっている。

今年五月に幕府が大名や知行取の旗本の救済対策として、馬喰町御用屋敷貸付金の半高棄捐・半高無利息

令を発したことは記憶に新しい。次いで幕府は、蔵米取の旗本・御家人の救済策として、札差制度の改革を画策していた。この改革は、町奉行所が中心となり、老中水野や札差らの意見も踏まえながら、旗本や御家人と札差の双方の生活に配慮した改革が目指されていたという。

ところが、閏九月に水野が失脚すると、この改革の中心は土井と勘定奉行所に移っていった。土井や勘定奉行所は、以前より札差の高利貸業に重きを置く姿勢を苦々しく思っていたようで、この姿勢が武士の本来のあり方にも支障を来していると厳しく批判していた。よつて旗本・御家人の救済のため、新古の別なく無利息年賦とし、札差には厳しい処置となつた。

旗本・御家人の救済のために発令された法であるが、多くの札差の閉店は結果として、彼らの生活に支障を来す事態となることは間違いない。幕府の今後の対応に注目が集まる。↓産業56―608頁。

《天保十五年―一八四四年》

源頼光土蜘蛛錦絵再板処罰

正月十日 絵草紙屋辻屋安兵衛等がこのほど召し捕られた。罪状は昨年禁止された「源頼光土蜘蛛退治」の錦絵再板に関わったからだという。

そもそもこの錦絵が禁止されたのは「判じ物」と判断されたためである。蜘蛛の巣の中の百鬼夜行の化物としてお仕置きを受けた南蔵院や堺町名主、隠売女、女浄瑠璃、女髪結などが描かれており、源頼光は將軍徳川家慶、四天王は役人であろうと江戸市中で大評判になってしまった。結果、錦絵は回収、板木は削り潰しとなったが、板元・画師ともに処罰は免れた。同年冬に再板された際は、絵草紙掛名主の改めを受けたが、許可を受けたものとは別に化け物を加えたものを三倍近い値段で隠し売りしていた廉で、板元は二十日間手鎖の上三貫文の過料、画師も同額の過料の処罰を受けている。

今回は三度目ともあって、小売りをしていた絵草紙

屋辻屋ほか三名は八ヶ月手鎖等、内職で板摺をしていた大名家中の板元は屋敷門前払い、卸売りをしていた者は土蔵に賭博に用いるめくり札も見つかり江戸払い、画師は三貫文の過料となった。↓産業56―656頁。

品川宿・内藤新宿における飯盛女人数削減

正月二十九日 今般東海道品川宿（北品川宿・南品川宿・歩行新宿）および内藤新宿にて、旅籠屋の召し抱える飯盛女の人数が改められた。

正月二十三日に品川宿が関東取締出役の改めを受け、二十六日には道中奉行跡部良弼の役所へ関係者が出頭した。その人数は宿役人二十四人、旅籠屋九四人、飯盛女一三五七人、と凡一五〇〇人にものぼったという。二十九日、道中奉行は、同宿の飯盛女を合計五百人に制限し残りは請人や身寄りの者などへ引き取らせるように命じた。

ところが、今度は江戸市中に元飯盛女・売女が溢れ、馴染みの客などを呼んで渡世をおこなっているという。その一方で、二月には内藤新宿でも同様の改めがおこ

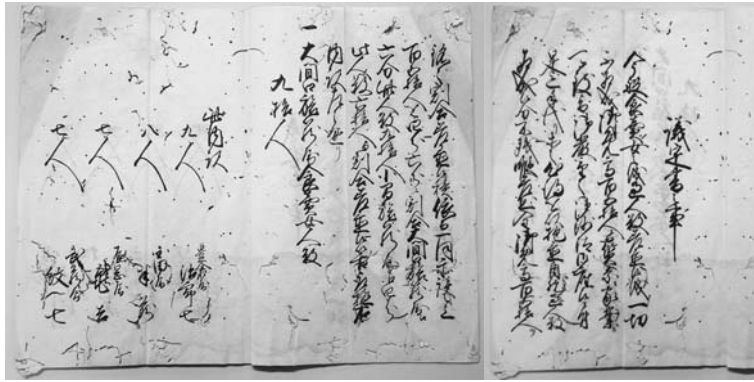


図4 内藤新宿での飯盛女の人数を定めた議定書（高松家文書）

なわれた。同宿の飯盛女は合計一五〇人に制限され、内訳は大小間口の旅店で六分四分の割合となった。この人数は明和元年（一七六四）を基準としたものだが、果たして守られるだろうか。
 ↓産業56―672頁。

江戸城本丸焼失、町火消大活躍

五月十日 十日未明、江戸城大奥長局の辺りから出た火は、本丸のほとんどを灰燼に帰し、午前十時頃に鎮火した。將軍家慶は無事に西丸へ移っているが、奥向の女中等に五〇人程の死者が出たとの情報もある。出火元と思われる部屋の主は無事に避難しており、今後処罰が検討される。

本丸は焼失したが、冠木御門をはじめ、各所の櫓や宝蔵などは、町火消の活躍で消し留められ類焼を免れた。町火消等各組は出火後すぐに御城へ駆け付け、町奉行所の与力・同心や町名主等の差配を受けて消防に当たっていた。ある組は、高所の櫓に梯子を継いで登り、竜吐水も届かないなかで手桶で消火を行ったという。各組とも賞賛に値する働きであったが、懸命な消火活動に無理がたたって、多数の怪我人と死者が出てしまっている。表御門の消火に当たっていた十番組の火消人足等は、火勢が強くなっても消火を続けていたため、焼け崩れた際に火に巻かれてしまった。死者二

名、負傷者は五〇名にのぼっている。

本丸再建は翌日から動き始めているが、何かと物入りとなるため、数年来進められてきた通用金銀以外の古金銀の使用停止・引替が一旦止められ、一定期間古金銀使用が認められるらしい。本丸造営にかかる諸費用は総額一七五万四三四五両余との試算が出ている。

諸侯の献金は七八万両余、町人等も一一万両余の献金を願っているという。↓皇城3—653頁。市街41—156頁。

《弘化元年—一八四四年》

寄場渡世取締方改正

十二月二十四日 寄場規制の一部が解除されたという朗報が入った。寄場取り締まりのため、一昨年の二月十二日に古くからある一五の寄場以外での営業停止が命じられていたが、その規制を一部解除し、どの場所でも勝手次第に渡世が出来ることになった。

先の規制による軒数の限定が株式同様となって寄場

営業の専有状況を生んだ結果、辻や明地で昔噺などを催す者が絶えず、かえって不取締となっていたことから規制解除に踏み切った。

ただし、神道講釈・心学・軍書講談・昔噺の四業限定、女性の出入り禁止、鳴物の使用禁止といった内部規制は変わらず継続する。

また、今回の規制解除に伴う詐欺には注意が必要だ。未確認情報だが、ある寄場では、紺看板を羽織った中間風の男が「北御役所御中間」を名乗り、新規寄場渡世の者は酒代を支払えと強請^{うづ}ってきたという。北町奉行所による新規業者への徴収は行っておらず、詐欺の可能性が高い。年明けにも新規、既存に関わらず市中の寄場渡世を把握、詐欺を警戒する必要があるだろう。↓産業56—927頁。

《弘化二年—一八四五年》

歌舞伎役者市川団十郎褒賞

五月八日 江戸の人気歌舞伎俳優・五代目市川海老蔵



図5 八代目市川團十郎 (国立国会図書館デジタルコレクション)

が奢侈禁止令違反のために江戸を追放されてもうすぐ三年が経とうとしている。そんな中、残された息子・八代目市川團十郎へ褒賞が与えられることになった。

父海老蔵への御仕置後、人気はあれども若年故に父より給金も劣り、借財や厄介も多く暮らしが困難な中で郊外で暮らす父へ給金の一部を送り、大坂へ父が旅立った際にも路銀などを渡し、父からの手紙を母すみに読み聞かせて安心させ、母が病に倒れた際も厚く看

病したという。さらに自身は質素な生活を心懸け、妹や弟を養育し、姉や父の弟子も世話をした。妻を娶る年頃にも関わらず母を思い勧めも断り、毎朝精進、茶も断ち、成田山新勝寺の御旅所へも日参して父の無事と帰国を祈る孝心を尽くした姿は全く奇特としか言いようがない。このように真摯な姿を知った町奉行所は母すみと町役人を呼び、團十郎に対し褒賞として鳥目十貫文を与えると伝えた。彼の孝心は報われたが、父の帰国という祈りが報われる日は来るのだろうか。↓
産業56 | 1009頁。

天文曆等に関連する出版検閲方

七月二十八日 幕府は新板書物について、草稿の提出先変更を通知した。学問所への提出から、天文・曆算・世界絵図等は天文方へ、蘭書翻訳・蘭方医書は天文方山路諧孝への変更である。山路諧孝は、蘭書和解御用を務めており、蘭書の専門家だ。幕府は、天保十三年にも新板書物に関する通知を出しているが、天文・曆算・世界絵図・蘭書翻訳に関しては、案内不足であっ

たとして改めて通知した。

これ対して八月、町奉行の鍋島直孝から医学館督事の多紀安良に問い合わせがあった。「蘭方医書は医学館へ廻さなくてもよいだろうか?」と。天保十三年七月に「医書は医学館へ草稿を提出すること」と通知されているため、提出先の確認である。蘭方医書の提出先は、医学館か、天文方山路諧孝か。この問い合わせを受けて多紀安良は、当時町奉行だった鳥居忠耀に確認を行っており、その結果、「蘭方医書は天文方山路諧孝へ草稿を提出のこと」と定まっていたのである。

↓産業56 | 104頁。

『旧江戸朱引内図―復刻と解題―』

“江戸朱引図、として教科書や歴史教養番組などでもお馴染みの「旧江戸朱引内図」を復刻しました。解題編では、本絵図が作成された背景や朱引・墨引の範囲などを、史料や写真をもちいて詳しく解説しています。

都庁第一本庁舎3階 都民情報ルームで販売中です。カラー絵図1枚（縦38cm×横54cm・台紙付き）、解題B5版23頁を、特製の専用ケースに入れて、価格は2,430円です。

天下の城下町・江戸の範囲を知る資料として、都市史研究、地域学習や歴史散策などにご活用ください。